

新橋市民の森愛護会便り

第 10 号
H27 年 12 月発行
新橋市民の森
愛護会・原弥
生台自治会

今月の愛護会活動はホタル見守り隊によって、12月13日(日)、10時から実施されます。終了後泉新橋公園で子供たちのための焼き芋大会が予定されています。

11月の愛護会活動は、小雨の中、11月8日(日)に実施されました。当日、連合自治会のアツテ祭りのため、役員の多くが動員されましたが、都合を見てほとんどの役員が活動に参加しました。横浜市による柵外の草刈りが実施され広場周辺園内が綺麗になりました。4月から実施されている活動内容について、9月に実施された横浜市環境創造局みどりアップ推進課や南部公園緑地事務所との打ち合わせ会の結果をふまえて、下記のように、活動実施要領のようなものにまとめました。今後、さらに各方面の方からのご意見をいただきながら実施する予定です。実施要領の解説の後に、清掃・除草活動を実施しました。さらに、巡視の結果、赤い放置自転車に10/27付けの所轄の警告タグが貼られていました。

「新橋市民の森」通常活動と草刈り機使用

新橋市民の森愛護会活動実施要領、2015.12.5

4月から開始された愛護会活動も回を重ねました。活動業務は毎月1回以上の清掃・除草、毎週1回以上の巡視・点検です。清掃・除草について、湿地周辺園路(2名)、樹林地区園路(2名)、広場及び広場までの入口園路(他の参加者全員)で実施、巡視・点検については原則1名以上で実施します。また、万が一、活動中の事故の際、速やかに泉区役所総務課庶務係まで、事故申請をしてください。愛護会活動を安心してできるように、横浜市が保険料を負担して保険会社と横浜市市民活動保険契約をしています。

愛護会活動の範囲は市民の森設置事業実施要綱第7条(1)(2)に従い、園路・広場に限定されます。また、新橋市民の森の活動内容については以下の通りです。

清掃活動:

1. 空き缶やペットボトルなどプラスチック類及び紙などを拾い集めます。
2. 枯れ草などの清掃は不要ですが、樹木の枝などは園路の柵外に片付けます。

除草活動:

1. 草丈を足脛ほどの長さに刈り取るが、根元からの除草は不要です。
2. 除草後の片付けも不要で、取り除いた草は積み重ねないように広く園路内の土の上に放置してください。

広場の斜面:

表土の現れない程度に除草し、取り除いた草はそのまましておき、斜面の流土を防ぎます。

草刈り機の使用:

通常の活動では草刈り機使用は不要ですが、草本の成長期の8月～9月に必要な場合、次の点にご留意ください。

1. 安全が確保できるような状況、かつ場所が広く、植物保護等のきめ細かな管理を必要としない場所、例えば広場までの通路と広場下段などが該当します。
2. あらかじめ泉新橋公園などでの草刈り機使用を習熟してください。泉土木事務所が講習会などの機会を設けてくれます。
3. 愛護会活動で使用する際、南部公園緑地事務所に連絡し、あらかじめ合意を得て下さい。

